

令和8年度公立保育所等安全・安心パトロール業務 仕様書

- 1 業務名
令和8年度公立保育所等安全・安心パトロール業務
- 2 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所
寺西保育所ほか5施設
- 4 業務目的
公立保育所等において、送迎時等のパトロール（警備）を実施し、児童・保護者等の安全で快適な保育環境を確保するとともに、保育サービスのさらなる充実を図ることを目的とする。
- 5 パトロール（警備）要領
 - (1) 配置人数及び警備時間は、「7 パトロール（警備）対象施設一覧」のとおりとし、原則として、土曜日を除くすべての開所日に行うこととする。
 - (2) 警備は、次のことに留意して行うこと。
 - ア 送迎時の保護者車両の安全確保（交通整理）及び長時間駐車防止の啓発
 - イ 児童・保護者の安全確保（各履行場所における警備員配置は、別紙のとおり）
- 6 その他留意事項
 - (1) 服装及び装具については、受注者が広島県公安委員会に届け出たものを着用及び携帯すること。
 - (2) 警備中は、受注者が発行する身分証明書等を携帯しておくこと。
 - (3) 本業務を実施する前に、次のことを盛り込んだ事前研修を行い、配置警備員が当該事前研修を受講したことが分かる書類を保育課に提出すること。
 - ア 警備業務についての基本的な知識及び技能に関すること。
 - イ 本業務の趣旨等に関すること。
 - (4) 受注者は、緊急連絡網など緊急時に係る対応策を作成し、保育課に提出すること。
 - (5) 受注者は、保育所ごとの業務実施報告書を作成し、月ごとに保育課に提出すること。なお、当該報告書には業務従事者の氏名を記載すること。
 - (6) 受注者は、保育所ごとの業務実施予定表を作成し、毎月末日までに、翌月の業務実施予定表を保育課に提出すること。なお、当該予定表には業務従事者の氏名を記載すること。ただし、業務従事者は受注者がいつでも任意に変更できるものとし、業務従事者を変更したときは遅滞なく発注者に連絡すること（急な変更の場合は速やかに保育所へも連絡する

こと。)

- (7) 業務従事者が車両を使用して業務場所に赴く場合は、当該車両を各保育所敷地内に駐車することができる。駐車場所は各保育所長の指示に従うこと。
- (8) その他この仕様書に定めのない事項について、必要がある場合は、発注者・受注者双方で協議の上、定めるものとする。

7 パトロール（警備）対象施設一覧

保育所名	住所	警備時間	配置人数
		月曜日～金曜日	
寺西保育所	西条町寺家7735-3	7時30分～9時30分 及び 16時30分～18時00分	1名
西条東保育所	西条西本町11-24	17時00分～19時00分	1名
原保育所	八本松町原6782-1	16時30分～18時30分	1名
認定こども園 たかや	高屋町杵原1276	17時00分～19時00分	1名
中黒瀬保育所	黒瀬町丸山1453-4	17時00分～19時00分	1名
御菌宇幼稚園	東広島市鏡山3-6-27	7時30分～9時30分	2名

8 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額（円）	支払種別
4月から2月までの各月履行分	円	部分払
3月履行分	円	完了払

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。
- (3) 部分払の額は、契約金額を12で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

9 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育環境整備係

電話 (082) 420-0934

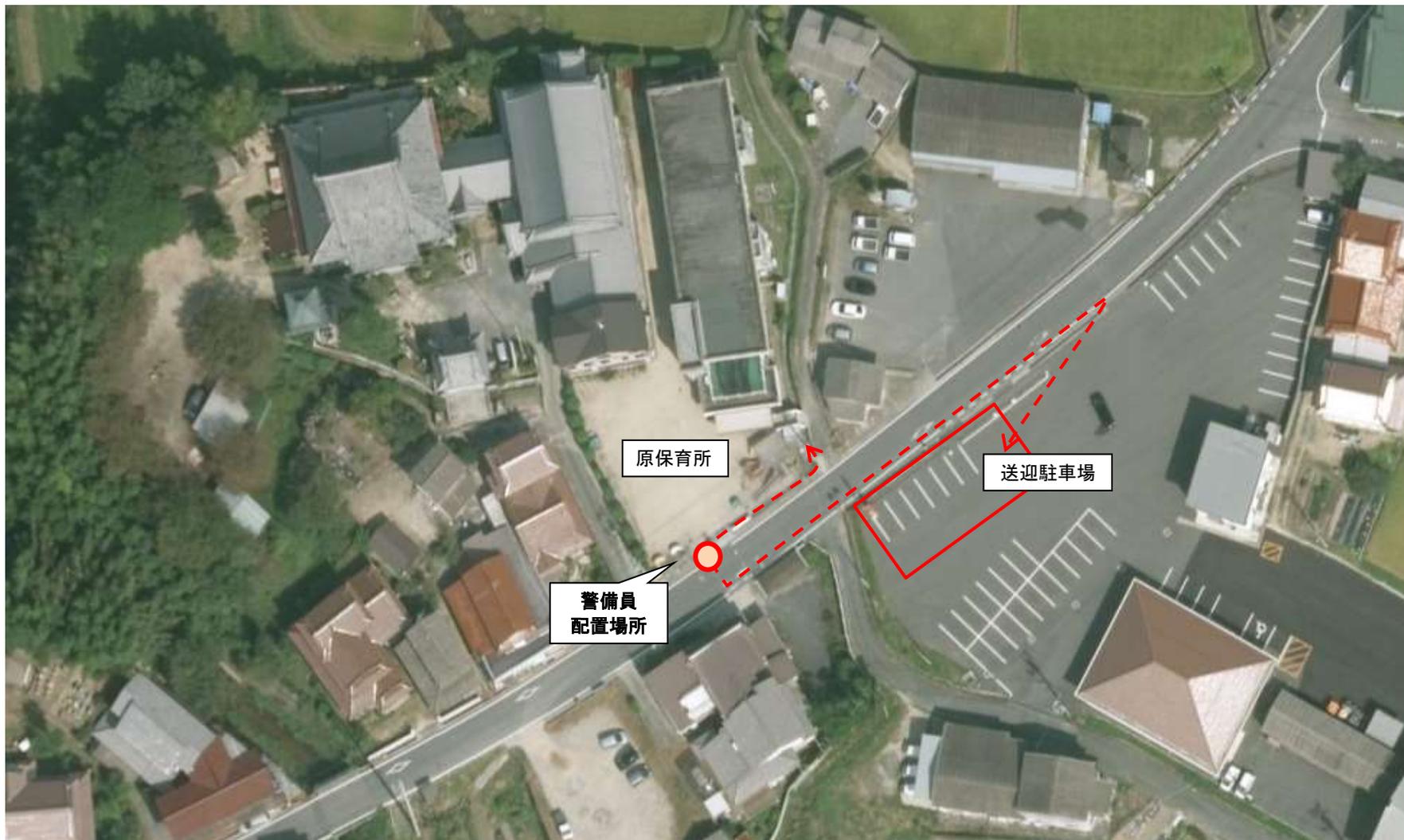
FAX (082) 422-6669

(2) 西条東保育所



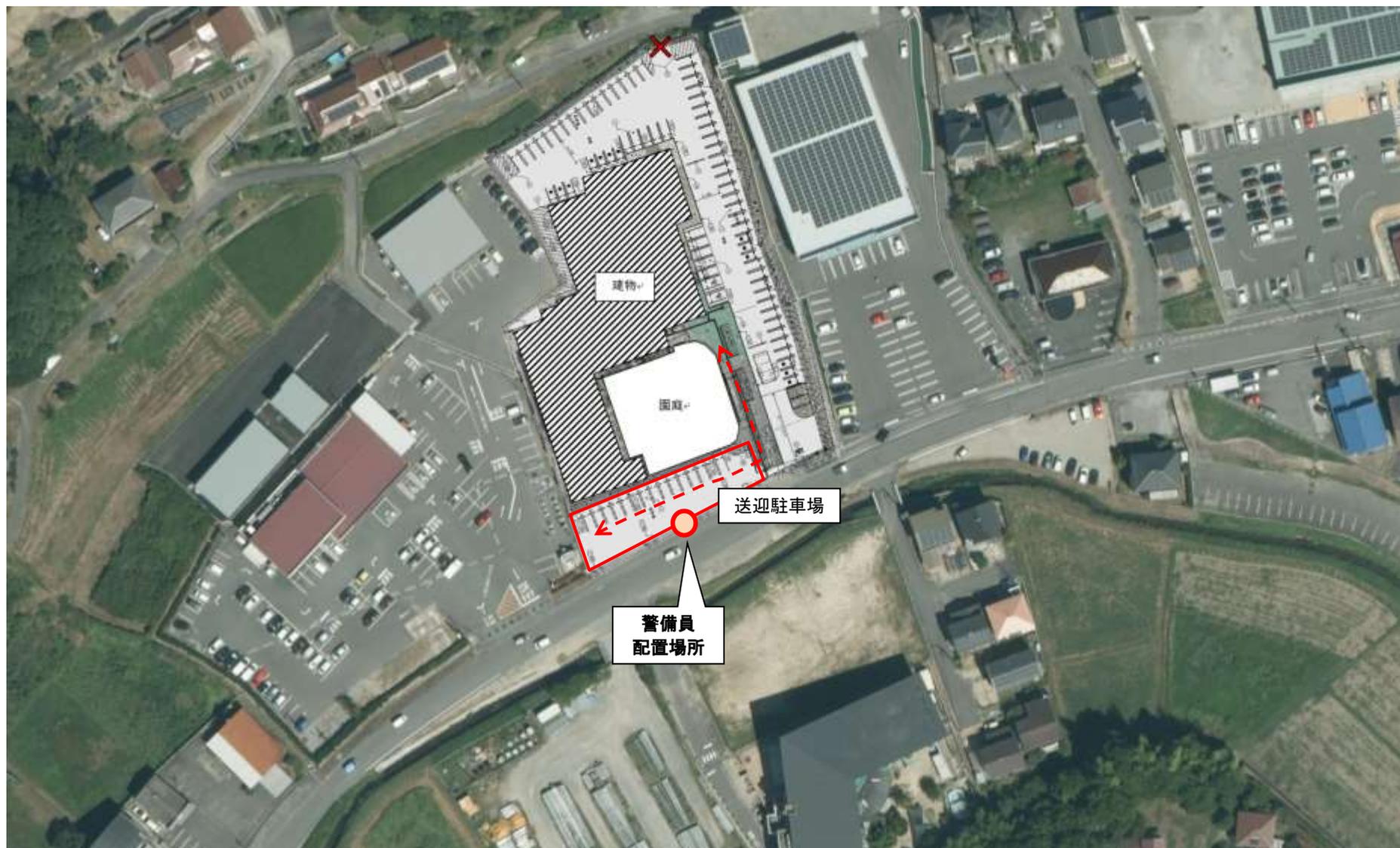
← - - - - - → 児童・保護者等の主な動線

(3) 原保育所



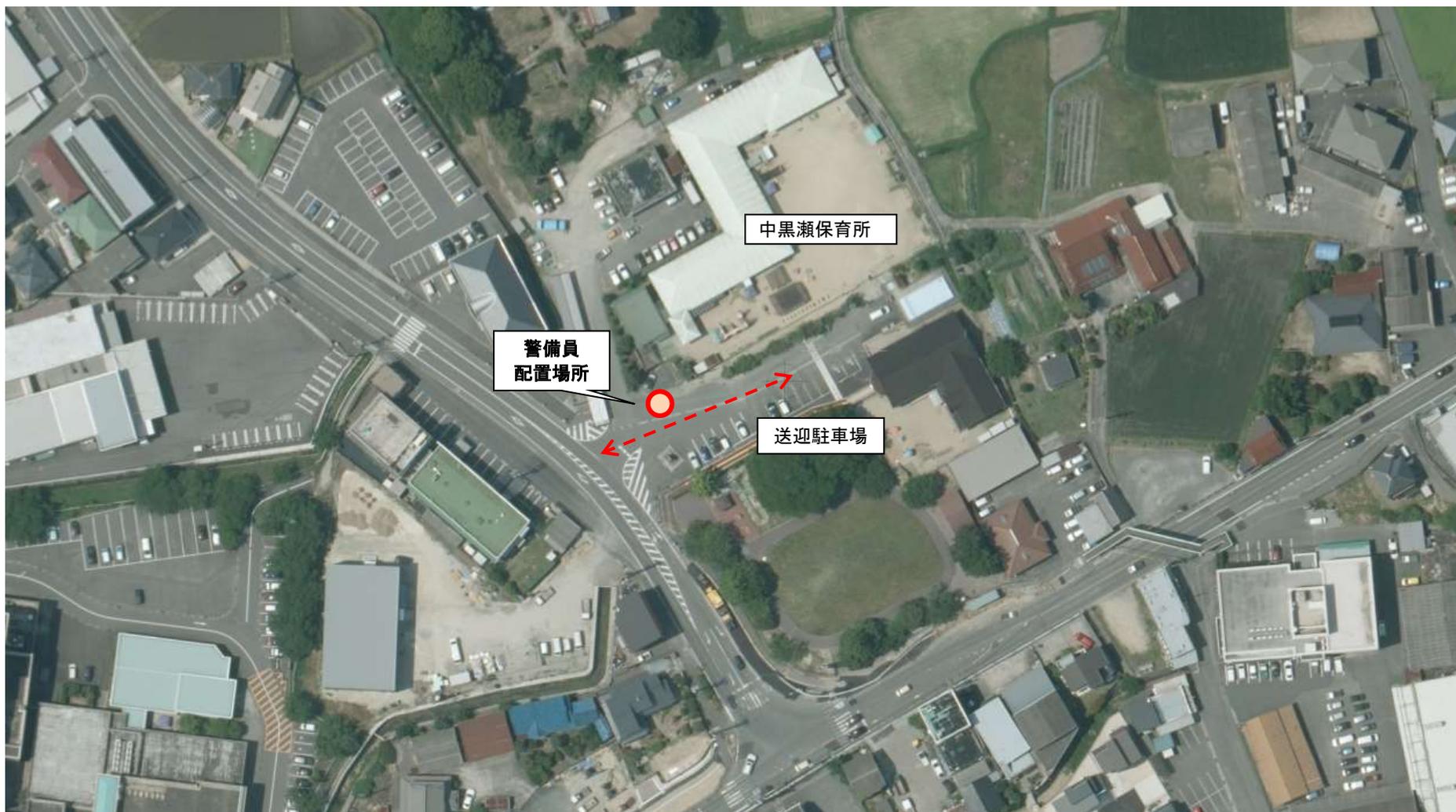
← - - - - - → 児童・保護者等の主な動線

(4) 認定こども園たかや



← - - - - - → 児童・保護者等の主な動線

(5) 中黒瀬保育所



←-----→ 児童・保護者等の主な動線

(6) 御菌宇幼稚園



← - - - - - → 児童・保護者等の主な動線